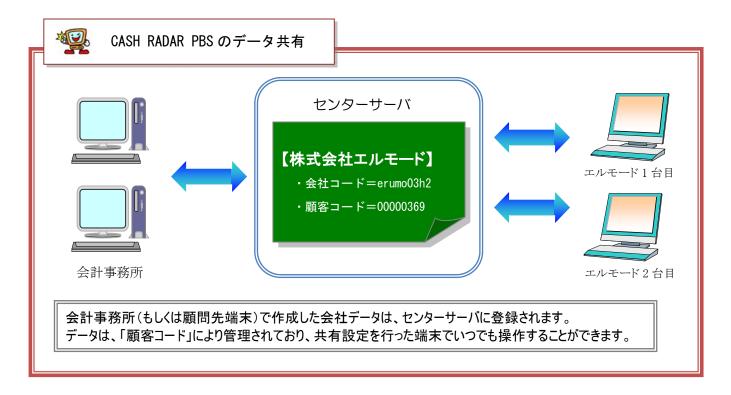
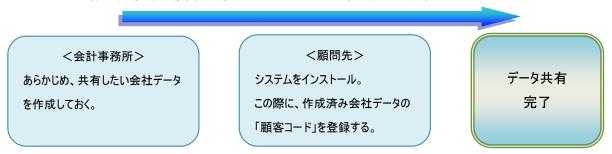
CASH RADAR PBS では、従来の「データ通信(送受信)」を行う必要がありません。

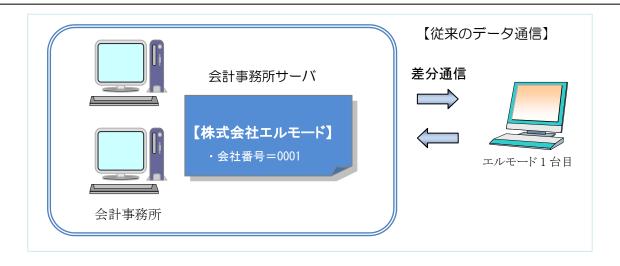
各顧問先の会社データはセンターサーバに登録されており、会計事務所端末、および「データ共有」設定されている顧問先端末からいつでもアクセスすることができます。



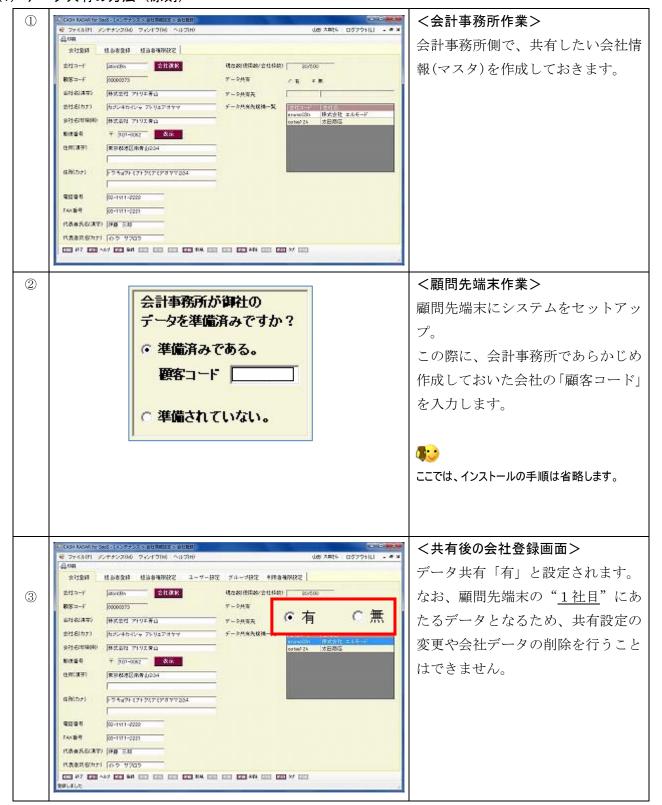
共有の方法(原則)

データ共有は、原則、顧問先端末のセットアップ時に行います。





(1) データ共有の方法(原則)



(2) データ共有の方法(複数2社目以降)

代表表现存储

EE 87 EE

F2 登録

既にデータ共有を行っている顧問先端末で、複数企業システム2社目以降のデータを共有する場合は下記①②③ の作業を行います。



(3) データ共有の方法 (顧問先端末からの共有設定)

データ共有の設定は、顧問先端末からも行うことができます。



<顧問先端末作業>

共有したい会社情報(マスタ)を開き、「データ共有」欄を『有』とチェックします。

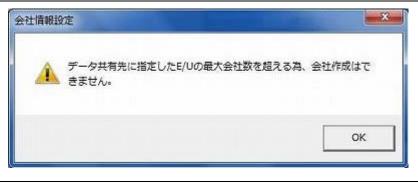
「データ共有先」には、契約している会計事務所が自動的に設定されます。

(4) データ共有時のエラー



(会社コード入力時)

会社情報設定の「データ共有先候補一覧」で選択(クリック)した会社コードと異なる会社コードを入力したためです。



(会社情報設定[F2 登録]時) 共有しようとしている顧問先端 末における登録可能会社数が、 上限に達しているためです。

(5) データ共有の解除

「データ共有=有」の会社を「無」に変更した場合、「E/U側のみで使用できる会社」となるため、 会計事務所において、その会社データを操作することができなくなります。



一度共有した会社データの共有を解除して、<u>会計事務所側でのみ使用できる会社</u>にする場合は、顧問先端末側のライセンスを終了する必要があります。